## (別紙)

## <u>監査法人のガバナンスコードの適用状況</u>

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすた 啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	理事長は、全構成員に対して、当法人の基本理念及び監査 品質を重視する考え方について「当監査法人のマネジメントの 考え方について」として発信しています。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人の基本理念を示すとともに、以下の行動指針を掲げています。 ・公認会計士という職業専門家に要請される社会的使命を自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行する ・公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明を行う。 ・スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度なスキルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーズに的確に応えクライアントの発展に寄与する。 ・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成する

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	人事評価及び昇給については、、監査業務の品質管理に重点を置き、職業的懐疑心の発揮、監査の能力、知識、経験、研修の受講状況などを重視しています。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、 経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土 を醸成すべきである。	社員会や法人内での研修会、監査チーム内のミーティングで会計監査を巡る課題や知見・経験を共有し、職位にかかわらず活発な議論が行われています。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	つながるスキルや知識、専門性の獲得につながることが期待されるため、法人業務に支障のない範囲において認めています。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークには加盟していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
原則2	   監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人会  ト)機能を発揮すべきである。	全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメン
指針2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。  ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、、当該事項を審査担当者に事前に相談し、必要あるときは、適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討しています。 なお、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合等には、意見審査に先立ち、事前審査を実施することとしています。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	当監査法人では、被監査会社の組織や風土を深く理解するよう努めており、企業及び企業環境の理解や、経営者や監査役等とのコミュニケーションを義務付けています。また、外部環境の適切な把握のため、専門誌の定期購読、専門書の購入等により必要な情報を可能な限り適時・適切に入手しています。
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を 保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等 に係る体制の整備	必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することを基本方針として「研修の方針」を定めております。 監査現場におけるOJT、研修制度を通して、人材育成に取り組んでいます。また、人材の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価・昇給制度を整備・運用しております。
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	当法人は、クラウドサーバーを活用することにより、法人内や 監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーションを図って おります。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人は、大規模法人でなく特別な経営機関は設けておりませんが、社員会が経営機能を果たしています。 社員の選任は、総社員の同意に基づき決定しています。社員の加入にあたっては、監査実務に精通しているかだけでなく、 資質及び経歴を勘案の上個別に検討しています。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の 支援する機能を確保すべきである。	実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす 観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有 する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に 期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきであ る。	当法人は当法人と利害関係がなく、当監査法人以外でパートナー経験のある独立性を有する第三者を選任しております。 独立性を有する第三者には、指針3-3のような役割を期待しております。
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。  ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与  ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	独立性を有する第三者には、以下のような役割を期待しております。 ・社員会の実効性向上に資する助言・提言 及び評価・理事長による社員の評価及び報酬の決定過程への関与・当法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に関する意見・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の方法に関する意見

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況 や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見 交換への関与	
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立性を有する第三者には、社員会に参加してもらうことにより、適時かつ適切に必要な情報を提供しております。
原則4		こ行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・ 注査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべき
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、監査現場へは、業務執行社員も往査することを基本としており、現場からの必要な情報等を適時に共有すると共に、当法人の品質管理の方針や社員会での決定事項等を現場に浸透させる体制を整えております。 なお、社員会は原則3カ月ごとに実施し、全社員が出席して監査現場での情報等の意見交換を実施しております。
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人事評価及び昇給については、、監査業務の品質管理に重点を置き、職業的懐疑心の発揮、監査の能力、知識、経験、研修の受講状況などを重視しています。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
指針4-3	<u>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</u>	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に 発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた 法人の構成員の配置が行われること	当法人の社員は、幅広い知見や経験を有しており、それらに基づき、品質管理担当、研修担当、IPO担当等、当法人の規模に見合ったバランスのとれた配置を行っております。
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会 社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見 や経験を獲得する機会が与えられること	当法人では、法人業務に支障のない範囲において、専門要員の兼業・副業について認めており、専門要員にM&A支援や株式上場支援、企業価値評価、税務業務といった、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を与えています。
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験 を、適正に評価し、計画的に活用すること	当法人では、会計監査に関連する非監査業務の経験や、税理士、不動産鑑定士、弁護士といった資格保持を適正に評価し、監査業務へのアサインメントにおいて考慮しています。
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組む ことができる環境を整備すること	当法人では、全ての専門要員を対象に年1度宿泊集合研修 を開催しており、監査の品質管理、職業倫理、不正事例などの プログラムを実施しています。
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び 監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度あ る意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社 との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人は被監査会社とのコミュニケーションを重視し、経験豊富な社員が、被監査会社の経営者や経営陣幹部及び監査役等と、監査リスク等について、深度ある意見交換を行っております。 また、監査の現場においては、経理担当者等と適時に十分な意見交換や議論を行っております。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人の「監査の品質管理規程」において、当法人内外から 当法人に寄せられた情報に対処するための方針及び手続を定 めており、寄せられた情報を適切に活用しております。 監査事務所の外部から寄せられる情報を受け付けるための 窓口(監査ホットライン)を当法人のホームページ上に開設して います。 なお、通報の取扱いにあたっては、守秘義務を遵守し、通報 者が不利益を被らないように注意を払っております。
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参ある。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対す	加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきでる内外の評価を活用すべきである。
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加 者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の 品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書 等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用状況や会計監査の品質の向上に向けた取組みについて説明する「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表いたします。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人 の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップ の姿勢	理事長は、全構成員に対して、当法人の基本理念及び監査 品質を重視する考え方について「当監査法人のマネジメントの 考え方について」として発信しています。 なお、基本理念については、当法人のホームページ上で公開 しています。

・公認会計士という職業専門家に要請される社会的使命自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行する・公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明さう。・スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度ないと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーに的確に応えクライアントの発展に寄与する。・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成る ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載しることを確認するに関する規定による評価に資する情報	原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行する ・公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明を う。 ・スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度なこ ルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニー に的確に応えクライアントの発展に寄与する。 ・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成る ・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成る 「監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の 品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等に よる評価に資する情報 ・監査法人ので専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に なる独立性の規定を遵守していることを確認するため、 定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェッストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しており			当法人の基本理念を示すとともに、以下の行動指針を掲げています。
・スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度なスルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーに的確に応えクライアントの発展に寄与する。 ・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成る ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の有に、AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人及び専門要員が職業倫理に関する規定による評価に資する情報 ・なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定による評価に資する情報			・公認会計士という職業専門家に要請される社会的使命を 自覚し、常に公正性と誠実性を保って業務を遂行する
ルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーに的確に応えクライアントの発展に寄与する。 ・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成る ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査、表してまいります。 ・協査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載し表してまいります。 ・なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定による評価に資する情報			・公平中立な第三者として事実を見、解釈し、意見表明を行う。
・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載してまいります。 おいてまいります。 おいてまいります。 おいてまいります。 おいてまいります。 おいれる独立性の規定を遵守していることを確認する規定による評価に資する情報 ないる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェッストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しており			・スリムで瞬発力のある組織体質を維持しつつ、高度なスキルと専門性、豊富な経験を基礎として、クライアント・ニーズに的確に応えクライアントの発展に寄与する。
査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の 品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等に よる評価に資する情報 なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に れる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎 定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェッストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しており			・個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成す る
査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の 品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等に よる評価に資する情報			
また、毎年、全専門要員から、CPD(日本公認会計士協会 継続的専門能力開発)履修結果通知書を入手し、CPD履行 別を確認しています。		査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の 品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等に	なお、当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に日本公認会計士協会が公表する独立性チェックリストにより独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。 また、毎年、全専門要員から、CPD(日本公認会計士協会の継続的専門能力開発)履修結果通知書を入手し、CPD履修状況を確認しています。 直近の日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいて

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
	・監査法人における品質管理システムの状況	品質管理システムの構成要素ごとに達成すべき品質目標を定め、これを阻害しうるリスクを識別し、そのリスクに対応するための方針及び手続を定め、品質管理システムの評価を実施しています。
	・経営機関等の構成や役割	当法人は、大規模法人でなく特別な経営機関は設けておりませんが、合議制である社員会を定期的かつ機動的に開催し、そこで決定された経営方針等を各種活動により実現しております。 当法人は、監査責任者全員が無限責任社員としてその相互監視及び相互牽制により業務運営の適性化を図る本来のパートナーシップ型の法人運営を基本としております。また、全員参画型の経営を目指しており、各社員がそれぞれ役割と責任を引き受けており、法人組織に総務部、品質管理部、研修部、IPO部を設け、全社員が、これらの1つの部に属するようにしております。
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の 選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	原則3をご参照ください。
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	当法人は監査証明業務が主たる業務であり、非監査業務に ついては主に監査業務に関連するもの及び将来の監査業務に 繋がるような業務に限定して受嘱する方針としています。 なお、当法人との競業避止や監査関与先との利益相反、独立 性については定期的に確認を実施しています。

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジー の進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の 実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活 用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	当法人は、クラウドサーバーを活用することにより、法人内や 監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーションを図って おります。 専門要員に貸与しているノートパソコンには、セキュリティ対 策ソフトウェアをインストールし、ウィルス対策及び不正アクセス への対応を講じています。
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	当法人の専門要員は、大手監査法人での監査経験がある者が中心ですが、税理士、不動産鑑定士、弁護士といった資格を併せ持つ者も確保しております。 人材育成方針については、指針4-5をご参照ください。
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が 確保されている状況	当法人は継続して特定の関与先に対する報酬依存度を十分に低い水準に保ってきております。
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	現在、海外子会社等を有する関与先はありません。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の 向上に向けた取組みの実効性の評価	原則3をご参照ください。
指針5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	グローバルネットワークには加盟していません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)	

原則/指針	原則/指針の内容	対応方針
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を 及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当法人は、被監査会社の経営者や監査役等と、定期的に意見交換を行っております。 当法人は、小規模であることから、資本市場の参加者等との積極的な意見交換は行っておりませんが、監査品質のマネジメントに関する年次報告書を公表することによって、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等からコメントをいただき、それに対応したいと考えております。また、その時は、独立性を有する第三者の知見を活用します。
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人では、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について、社員会で定期的に評価します。 なお、監査品質向上に向けた取り組みについては、監査業務の定期的な検証を実施しています。
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換については、指針5-4をご 参照ください。 本原則の適用の状況などの評価結果に応じた改善策につい ては、社員会で議論を行うこととしています。